

公立大学法人秋田公立美術大学職員倫理規程

平成25年 4 月 1 日

規 程 第 5 4 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号）第36条、公立大学法人秋田公立美術大学嘱託職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第57号）第22条および公立大学法人秋田公立美術大学非常勤職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第59号）第17条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の職員が関係業者等（当該職員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係のある業者および個人をいう。第 3 条において同じ。）との接触等に当たって遵守すべき事項等を定めることにより、職務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって秋田公立美術大学、法人および法人の職員に対する市民、学生等の信頼を確保することを目的とする。

2 この規程の運用に当たっては、法人が開かれた大学として社会に貢献していくことが期待されていることに鑑み、職員の適切な社会的活動が阻害されることのないよう十分な配慮がなされなければならない。

（基本的心構え）

第 2 条 職員は、自らの行動が秋田公立美術大学の信用に影響を与えることを自覚するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

2 職員は、公立大学法人秋田公立美術大学職員兼業規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第56号）に定める手続により兼業を行う場合にあっては、法人の職員としての信用を損なうことのないよう留意しなければならない。

（不適切な利害関係の回避）

第2条の2 職員は、その職務の遂行に当たり、自己の私的な利益又は自らが関係する外部団体等との利害関係により、本学の教育、研究又は職務の公正性および中立性を損なうおそれのある行為を回避しなければならない。

2 職員は、前項に該当し、又はその疑念を第三者に生じさせるおそれのある利益相反等の行為を行ってはならない。

(令8規程9・追加)

(関係業者等との接触にあたって遵守すべき事項)

第3条 職員は、関係業者等との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 接待を受けること。

(2) 会食（パーティーを含む。）をすること。

(3) 遊戯（スポーツを含む。）又は旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。

(4) 転任、海外出張等に当たってせん別等を受けること。

(5) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。

(6) 金銭（祝儀、小切手、商品券等を含む。）、物品（広く配布される宣伝広告用物品を除く。）又は不動産の贈与を受けること。

(7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。

(8) 対価を支払わずに役務の提供を受けること。

(9) 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。

(10) 金銭の貸付を受けること。

(11) 未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、関係業者等との間で、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受け、共に飲食をし、又は記念品の贈与を受けること。

(2) 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受け、又は共に簡素な飲食をすること。

(3) 自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議等の際における簡素な飲食以外の飲食で夜間におけるものにあつては、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものに限る。

3 職員は、私的な関係（家族関係、個人的友人関係等の職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、関係業者等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯および現在の状況ならびにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

4 第1項各号に規定する行為には、勉強会、研究会、講演会等に付随して行われる行為も含まれる。

（学部等の長の責務）

第4条 学部、研究科および事務局（以下「学部等」という。）の長は、当該学部等における綱紀の保持に関し、必要と認めるときは、職員に対し助言し、又は注意を喚起するものとする。

（違反に対する処分等）

第5条 学部等の長は、当該学部等に所属する職員が第3条の規定に違反するおそれがあると認めた場合は、理事長に報告するとともに直ちに実情調査を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づく報告があつたときは、当該報告に係る職員について必要な調査を行うものとする。

3 理事長は、第1項の規定に基づく報告に係る職員から退職の申出があつたときは、前項に規定する調査が終了するまで、退職の承認を留保するものとする。

- 4 理事長は、第2項に基づく調査の結果、職員に第3条の規定に違反する行為があったと認めたときは、その行為および違反の程度に応じ、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則第8章に規定する懲戒処分等その他の人事管理上の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月25日規程第9号）

この規程は、令和8年6月25日から施行する。